

上富田町及び田辺市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車との範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
下鮎川	和歌山県西牟婁郡上富田町下鮎川1212番地先	上富田町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者（明光バス株式会社）が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員14人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障がないようにすること。	上富田町及び田辺市地域公共交通会議を通じて、令和5年3月23日合意
登尾	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1749番地先			
紀伊一乗寺	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1971番地の3先			
紀伊市ノ瀬	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2178番地の5先			
市ノ瀬河川公園（市ノ瀬診療所前）	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2206番地の1先			
根皆田	和歌山県西牟婁郡上富田町根皆田2504番地先			
稲葉根王子	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1577番地先			
上岩田	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2825番地先			
紀伊岩田	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1643番地の1先			
三宝寺	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田407番地先			
生馬橋西詰	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬611番地先			

一般旅客自動車運送事業用自動車 等が停車又は駐車をする乗合自動車 の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客 自動車運送事業用自動車 との範囲	最左欄の停留所における左 欄の停車又は駐車が道路又 は交通の状況により支障が ないものとなるようにする ため必要と認める事項	合意状況
郵便橋	和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎183番地先	上富田町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者（明光バス株式会社）が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員14人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障がないようにすること。	上富田町及び田辺市地域公共交通会議を通じて、令和5年3月23日合意
朝来	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1366番地の1地先			
峠	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2204番地の2地先			
南紀の台下	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2048番地先			
熊野高校前	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬465番地先			
不動坂	和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎388番地先			
岩崎	和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎507番地先			
庁舎前	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来825番地の3先			
上富田町役場	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来758番地の1先			
丹田台北	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地先			
丹田台集会所前	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の237先			
丹田台	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の217先			
朝来小学校	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2750番地先			

一般旅客自動車運送事業用自動車 等が停車又は駐車をする乗合自動車 の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客 自動車運送事業用自動車 との範囲	最左欄の停留所における左 欄の停車又は駐車が道路又 は交通の状況により支障が ないものとなるようにする ため必要と認める事項	合意状況
生馬口	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来513番地先	上富田町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者（明光バス株式会社）が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員14人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障がないようにすること。	上富田町及び田辺市地域公共交通会議を通じて、令和5年3月23日合意
郵便局前	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1323番地の3先			
朝来駅	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1364番地の8先			
鳶野	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2447番地先			
なのはな保育所	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2236番地の6先			
大内谷	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2220番地先			
新川前	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2293番地の1先			
はまゆう	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2305番地先			
はまゆう団地前	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2329番地の5先			
飛曾川	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3831番地先			
あらぼり	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3467番地先			
定住促進住宅前	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3520番地の13先			
緑ヶ丘	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2075番地の28先			

一般旅客自動車運送事業用自動車 等が停車又は駐車をする乗合自動車 の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅 客自動車運送事業用自動車 との範囲	最左欄の停留所における左 欄の停車又は駐車が道路又 は交通の状況により支障が ないものとなるようにする ため必要と認める事項	合意状況
大内谷入口	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台10番地の6先	上富田町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者（明光バス株式会社）が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員14人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障がないようにすること。	上富田町及び田辺市地域公共交通会議を通じて、令和5年3月23日合意
南紀の台東	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台1805番地の245先			
南紀の台北	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台1805番地の216先			
南紀の台南	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台922番地の9先			
パブリック入口	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台63番地の1先			
パブリック住宅前	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台73番地の29先			
紀南病院	和歌山県田辺市新庄町46番地の70			
医療センター前	和歌山県田辺市新庄町滝内2974番地の3			